

当社の卸売場及び部分肉加工所において、食肉の衛生管理の一層の向上を目的として、平成29年4月からHACCPによる衛生管理システムを導入し、平成29年10月30日付けで公益財団法人日本食肉生産技術開発センターより「HACCP認証」を取得いたしました。

※ 公益財団法人日本食肉生産技術開発センターは、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP支援法）」第13条の規定に基づいて、食肉においてHACCPを導入するための施設・設備の整備等を行う際の高度化計画等を認定する指定認定機関に指定されています。併せて、同センターは、食肉処理施設がコーデックス委員会の推奨するHACCPの7原則12手順によりHACCPを構築し、これに基づいて継続的に食肉処理の衛生管理を実施している場合、HACCPにより衛生管理を実施していることを認証する制度を制定しています。